

令和3年度の役場・公民館・学校・保育所等の 会計年度任用職員の登録者を募集します

「会計年度任用職員」とは、従前の臨時職員、嘱託職員等が法律改正により名称を変更したものです。任用方法は登録制とし、登録された方の中から必要に応じて、選考の結果により採用します。

1. 受付期間

12月1日（火）～12月25日（金）

2. 応募資格

・満18歳以上（令和3年4月1日現在） ・住所要件はありません

※応募できない人

①地方公務員法第16条に該当するもの

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

②日本国籍を有しない人で就労に制限のない在留の資格を有しない人

3. 登録申し込み方法

登録の申込みを希望される方は、所定の「大山町会計年度任用職員登録申請書」に必要事項を記入のうえ、提出してください。

※採用については、選考試験を実施した上で決定をします。

〔様式の配布・提出場所〕

総務課、中山・大山支所総合窓口室、教育委員会事務局、人権交流センター
保健福祉センターなわ

4. 任用期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日（最長1年間）再度の任用あり

※勤務場所及び勤務時間については、雇用ごとに決定します。

5. 問い合わせ先

番号1	総務課	☎0859-54-5201
番号2	住民課	☎0859-54-5210
番号3～6 16～18	福祉介護課 人権推進室	☎0859-54-2286
番号7・8	健康対策課	☎0859-54-5206
番号9～11	幼児・学校教育課 学校教育室	☎0859-54-5211
番号12～14	社会教育課	☎0859-54-5212
番号15	幼児・学校教育課 幼児教育室	☎0859-54-5219
番号19～21	こども課	☎0859-54-5205

※詳しくは、大山町ホームページをご覧ください。